

厚生労働省は「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（令和3年2月6日時点）において、「これまでの知見から、学校から地域に感染が広がった例はほとんどない」ことから「学びの機会を守るべき」とし、学校に対しては「一律休業は求めず、感染防止対策の徹底」を要請している。

また、文部科学省は「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」（令和3年1月29日）のなかで、各大学等に対して「学内における十分な感染対策を講じつつ、学生の学修機会の確保」を求めている。

事実、本学においては、令和2年度の学期中、対面授業において新型コロナウイルスの感染が拡大することはなかった。

一方で、課外活動においては感染リスクの高い活動への注意喚起もなされている。

そこで、このたび、本学の活動基準を見直し、授業については対面を原則とすることとした。

新型コロナウイルス感染拡大に対する天理大学の活動基準（改訂版：令和3年2月9日）

項目／レベル		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
社会状況		感染拡大が概ね抑制されている	感染拡大前期	感染拡大期	感染まん延期
		奈良県・大阪府・京都府において感染が沈静化している	奈良県は抑制されているが、大阪府、京都府で拡大が見られる	奈良県で拡大が見られるとともに、大阪府または京都府で感染がまん延している	奈良県・大阪府・京都府で感染がまん延している
授業（学部） * 大学院は、学部に合わせて個別に判断する		原則対面 感染拡大に注意して、講義、演習、実習を対面で実施			感染拡大に最大限注意して、講義、演習、実習を対面で実施
学生の入構		学部生・大学院生／健康管理チェックを2週間継続している者は可		学部生・大学院生／許可制	
学外者の入構		通常通り	入構制限（許可制）		
課外活動		健康管理チェックを実施し、それを管理する主将等の学生代表がいる場合は活動可 学内外試合・合同練習・合宿は届出により可	健康管理チェックを実施し、それを管理する指導者がいる場合は活動可 学内外の試合・合同練習は制限付きで可	健康管理チェックを実施し、それを管理する指導者がいる場合は一部活動可 学内外の試合・合同練習は不可	学内外の活動禁止 加盟団体の公式戦等については別途判断する
校務出張	国内	通常通り	感染が拡大している地域への、または地域からの移動は原則禁止	原則禁止（やむを得ず出張する必要がある場合は所属部長の許可を得る）	禁止
	海外	外務省が発令する「感染症危険レベル」に従う			
各種会議		オンライン会議を有効に活用			

(1) フェーズのレベルは、奈良県、大阪府、京都府の状況ならびに政府等の要請をもとに総合的に判断し、新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議において決定する。

なお、状況を総合的に判断し、上記にない措置を講じることがありうる。

(2) 学内で感染者が発生した場合は、フェーズとは別に、自治体からの要請にもとづいて、一時的な休校および入構禁止措置について、執行部が判断し決定する。

(3) 授業実施の詳細については、別途、「令和3年度春学期授業実施計画」で説明する。